### 11 月は「ねんきん月間」 です あなたの年金は大丈夫ですか?

年金についての信頼が揺らいでいますが、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、老後の

生活設計になくてはならないものです。こんなときだからこそ、自分の年金についてしっかりと確認しましょう。

れるようにしましょう。 めに確認して受給資格が得ら

60歳に達した時の納付期間

期間などが不明な場合は、早

要となります。保険料の納付 が、25年(300月)以上必 生年金の加入期間などの合計 料の免除期間等を含む)や厚

# 高齢任意加入

あります。

資格取得が目的の

い場合には次のような制度が などの合計が、25年に満たな

して、 前に生まれた人が対象です。) 意加入することができます。 から70歳までの間、特例で任 ことができます。それでも受 、特例は、昭和40年4月1日以 給権を得られない人は、65歳 年金受給権を取得する

任意加入は、

実際に申し込

額を増やすことができます。

て納付を続けることで、年金

間、

国民年金に任意加入し

60歳から65歳まで任意加入 なくなるため、60歳から65歳 期間の短い人は、年金額が少 は満たしていても、加入した

ができます。ただし、 せして納めることで、将来、 受けられません。 (自営業・学生など)は、 Α Q 付加年金

### 年末調整や確定申告には 「社会保険料控除証明書」が必要です

60歳以上で、受給資格期間

増額目的の高齢任意加入

9月30日(火までに国民年金保険料の 納付をした人には、社会保険庁から 「社会保険料控除証明書」が11月中に 送付されます。また、10月1日(水)以降 にはじめて納付した人には、来年2月 初旬に送られます。

### <お問い合わせ・再交付受付>

控除証明書専用ダイヤル

**☎**0570-070-117

IP電話☎03-6748-8882 {11月4日火から平成21年3月13日金 までの平日、午前9時から午後5時

みをした月から納付すること 免除は

Α

開始年齢は、原則と して65歳です。

しか

老齢基礎年金の受給

60歳以降で、65歳になる

⑥請求後、受給する前に死亡

⑦繰り上げ請求をした後に、

請求の取り消し、

変更はで

ることはできません。

亡一時金などの給付を受け しても遺族が寡婦年金や死 寡婦年金は受けられません。⑤請求後、夫が死亡しても、

Q

の資格期間は・・・ 年金を受給するため

年金額を増やす制度 があるそうですが…

Α

は、国民年金保険料 年金を受けるために

の納付済期間

(保険

次の制度があります。

を乗じた金額です。 年金を納めた月数に200円 付加年金の受給金額は、付加 金を受給することができます。 老齢基礎年金と併せて付加年 400円の付加保険料を上乗 月の国民年金保険料に月額 国民年金の第1号被保険者 毎

> といいます。ただし、次の点 ②請求した翌月分からの支給 求時の年齢に応じて減額され ①年金額は請求の時期に応じ てください。 ます。これを、繰り上げ支給 た年金を受け取ることもでき 前に希望して請求すれば、請 に注意して請求は慎重に行っ となります。(さかのぼって 変わりません。 て減額され、支給率は生涯

支給されません。)

支給率は生涯変わりません。 繰り下げ支給といいます。 とることができます。これを 応じて増額された年金を受け 請求すれば、請求時の年齢に また、66歳以降に希望して きません。 なお、この場合も請求後の

Q 年金を65歳より早く したいのですが・・・ (または遅く) 受給

年金受給」

Q & A

年 金

額

を増

ゃ ਰ

方

法

など

同時には受けられません。

③65歳までは遺族厚生年金と ④請求後、障害の状態になっ れません。 ても障害基礎年金は受けら

## ねんきん特別便\_ 未着の人はお問い合わせ Q & A を

## Q が届きません。 'ねんきん特別便

ねんきん特別便

すべての年金受給者・現役加 人者を対象に送付されていま Α は、昨年12月から今 年の10月をめどに、

いる場合等が考えられますの 住所と現在の住所が異なって てください。 社会保険庁で登録している 社会保険事務所へ確認し

> どうかよくわからな 記録が合っているか いのですが・・・

Q

漏れている可能性が高い人と もしれません。また、記録が れているところが見つかるか し合わせてみると、記録の漏 を作ってみましょう。 Α 「ねんきん特別便」と照ら まずは勤めていた会 書き出して、 勤務期間などを 自分史

は次のような人です。

⑤勤めていた会社が ④転職をしなくても、 ③結婚して性が変わる前に、 出向をした。 会社に勤めていた。 したことがある。 「倒産」 「合併」 「社名変更 「閉鎖」 転勤

いた記録が載ってい 結婚する前に勤めて ません。

Q

ます。統合する手続きが必要 イヤル」へご相談ください。 たは「ねんきん特別便専用ダ ですので、社会保険事務所ま 統合されていないことがあり Α 旧姓で年金に加入し ていた人は、 平成8年12月以前に 記録が

市役

間が空白です・・・

Q 年金加入記録照会

きません。

ができます。 Α 公正に判断を行う「年 本人の立場に立って

扶養になっていた期

事務所です。 員会」に申し立てをすること Q 夫が会社員で、 夫の

は、昭和36年4月からだったた 保険料の徴収が開始されたの

②転職をした、

転職が多い

脱サラした。

①住所が変わった。

票」で調査依頼した 結果について納得で

者の国民年金への加入は任意 共済年金加入者の被扶養配偶 ができるまでは、厚生年金、

金記録確認第三者委 窓口は社会保険

お問い合わせはこちらまで ねんきん特別便専用ダイヤル(年金記録照

今年の4月から毎月第1・第3木曜日に、

所1階の待合スペースで実施している社会保険労 務士による「ねんきん特別便」無料相談は、11月 20日休で終了します。通常の年金相談は、毎月第

2木曜日の午後1時から4時まで、引き続き行っ

Q

金の取得は昭和35年

10月からとなってい

年金手帳には国民年

るのに、

「ねんきん特別便」の

昭和36年4月

ていますのでご利用ください。

となっています。 お知らせには、

Α

和35年10月から始ま

国民年金制度は、

昭

りましたが、

実際に

会の相談も含む) ☎ 0570-058-555 (IP電話·PHSの場合は

**2** 03-6700-1144)

ねんきんダイヤル (年金相談全般)

☎ 0570-05-1165 (IP電話·PHSの場合は **2** 03-6700-1165)

熊谷社会保険事務所(国民年金に関する相談) **☎** 048-522-5158

市民課年金保険係

**☎** 25-1114

ねんきん特別便

「ねんきん特別便」に 関する相談のお客様は、 順番にお呼びいたしま すので、番号札をお持 ちになって、お待ちく ださい

相談会

総合支所市民課年金保険係

☎ 72-1331 (内線 334)

市役所では、本人に代わっての電話照会や 照会結果の説明、社会保険事務所への照会 申出書等の取次ぎ、本庄市への国民年金保 険料の納付確認等を行っています。(年金手 帳を持って、窓口にお越しください。)

※相談の際は、基礎年金番号が必要になります。

# その他のポイント

加入期間となります。

の手続きをしていない人は未 でした。したがって任意加入

用ダイヤル等へご連絡を。 特別便への回答後、 れた記録が年金額に反映さ 照会結果の回答や、 年から1年かかっています。 れるまで、現在、 (漏れ) に気づいたら、 およそ半 間違 訂正さ 専

和61年4月です。この制度

Α ラリーマンの妻など) 第3号被保険者 の制度ができたのは、